

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者をいう。

3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者から構成される集団をいう。なお、第3条の目的を遂行するにあたり、中小企業等グループの構成員に、中小企業者以外の者が一部入ることを妨げない。

4 この補助金において「復興事業計画」とは、東日本大震災に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

5 次のいずれかに該当する者は、中小企業者以外の扱いとする。

一 資本又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者。

二 交付申請時において、確定している（申告済み）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える中小企業者。

(交付の目的)

第3条 補助金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成23年6月13日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に要する経費（以下「経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。
- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設及び設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における交付対象経費については、別表のとおりとする。

（補助率等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の3以内とする。

- 2 中小企業者以外の者の補助金の額については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替えるものとする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。

- 一 補助事業計画書
- 二 工事施工に係る実施設計書の写し
- 三 中小企業等グループ復興事業計画認定書の写し
- 四 最近3年間の財務諸表
- 五 定款の写し及び登記事項証明書
- 六 納税証明書（県税）
- 七 暴力団排除に関する誓約書
- 八 その他知事が必要と認める書類

- 4 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。
- 一 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - 二 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付の決定）

- 第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

- 第8条 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。
- 一 補助事業に要する経費の10%以内の減少の変更である場合
 - 二 補助事業に要する経費の区分相互間の20%以内の変更である場合
 - 三 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

- 第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第4号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第11条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、様式第5号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から15日を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、様式第6号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第13条 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときには、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他必要な事項)

第17条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月19日から施行し、東日本大震災による災害復旧にかかる補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行し、東日本大震災による災害復旧にかかる補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月12日から施行し、東日本大震災による災害復旧にかかる補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱により交付決定された平成23年度、平成24年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再度の交付決定を行う補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 改正前の要綱により交付決定された平成23年度、平成24年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再度の交付決定を行う補助事業については、交付対象経費を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱により交付決定された平成23年度、平成24年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再度の交付決定を行う補助事業については、交付対象経費を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱により交付決定された平成23年度、平成24年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再度の交付決定を行う補助事業については、交付対象経費を除き、なお、従前の例による。

別表

交付対象経費	内 訳
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費
賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費

・上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下、新分野事業という）に要する経費も含む。また、新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。

・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

様式第 1 号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年度において、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙「補助事業計画書」のとおり)

3 補助事業完了予定期日

令和 年 月 日

(関係書類)

- ①補助事業計画書 ②中小企業等グループ復興事業計画認定書の写し ③財務諸表[直近 3 年間分]
④定款の写し ⑤登記事項証明書[原本] ⑥納税証明書(税目：全ての県税)[原本]
⑦暴力団排除に関する誓約書・役員名簿 ⑧知事が必要と認める書類

様式第2号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
変更承認申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付決定の通知のありました補助事業について事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変更前	変更後

※ 別紙の補助事業の経費の配分の変更表を添付すること。ただし、補助事業の内容の変更であって、経費の配分に変更が生じないときには、添付を必要としない。

(2) 経費の配分

(単位:円)

区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		負担区分				備考
					補助金 (申請)額		自己負担額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1 施設費									
2 設備費									
3 新商品 ・新サービス 開発のため の事業									
4 市場開 拓調査事業									
5 宿舍整 備のため の事業									
6 商業機 能の復旧促 進のため の事業									
7 賑わい 創出のため の事業									
合 計									

(3) 補助事業完了予定期日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

(関係書類)

①補助事業計画書

②知事が必要と認める書類

様式第3号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業の概要

2 中止（廃止）の理由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
遅延等報告書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

様式第 5 号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
遂行状況報告書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付決定の通知のありました補助事業の令和 年 月 日現在の遂行状況について、補助金等交付規則第 10 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定		概算払年月日	概算払金額	事業遂行状況
通知年月日	通知額			

様式第6号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
実績報告書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付決定の通知のありました補助事業を令和 年 月 日付けで完了(廃止)しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により別紙のとおり報告します。

記

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金支出表

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金申請額	備考
1 施設費				
2 設備費				
3 新商品・新 サービス開発の ための事業				
4 市場開拓調 査事業				
5 宿舍整備の ための事業				
6 商業機能の 復旧促進のため の事業				
7 賑わい創出 のための事業				
合 計				

(関係書類) ①補助事業実績報告書 ②知事が必要と認める書類

様式第7号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
精算（概算）払請求書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり、金 円を精算（概算）払によって交付されるよう請求します。

記

1 交 付 決 定 額

2 概算払受領済額

3 今 回 請 求 額

4 残 額

5 概算払を必要とする理由

6 振 込 口 座 (1) 金融機関（店舗）名
(2) 口座番号（普通・当座の別）
(3) 口座名義人（フリガナ）

様式第8号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額)
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額(3-2)

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第9号

令和 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

令和 年度において中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る補助事業により
取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由